

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	90501101				
事務事業名	人権啓発事業				
予算書の事業名	人権啓発事業				
事業期間	開始年度	平成元年度	終了年度	当面継続	業務分類
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	6. ソフト事業

部・課・係名等	コード1	02010101
部名等	民生部	
課名等	市民課	
係名等	市民係②	
記入者氏名	竹内 嘉宏	
電話番号	0765-23-1012	

政策体系上の位置付け	コード2	613001
政策の柱	基4 人と文化を育むまちづくり	
政策名	1 明日を担う人づくり	
施策名	3. 人権が尊重される社会の推進	
区分	なし	
基本事業名	人権の尊重及び啓発	

予算科目	コード3	001020101
会計	一般会計	
款	2. 総務費	
項	1. 総務管理費	
目	1. 一般管理費	

◆事業概要 (どのような事業か)				実績		計画				
		単位		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市民	対象指標	① 市民 ② ③	人	45,562	45,176	45,000	45,000	45,000	
手段	<平成22年度の主な活動内容> 啓発事業としての村木小学校児童による「人権の花運動」、保護司会の事務補助等による社会を明るくする運動の推進 *平成23年度の変更点 人権の花運動にかわり、中学生への物品配布による啓発	活動指標	① 街頭啓発物配布数 ② ③	組	300	300	300	300	300	
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 人権尊重の理念に対する理解を深める	成果指標	① 人権の理念に対する理解度 (意識調査実施結果) ② ③							
その結果	<施策の目指すすがた> 誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現を目指す。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 意識調査								
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 保護司を中心とした社会を明るくする運動は、昭和26年から始まった。メジャーな講師を呼んでの人権講演会は平成16年度から平成19年度まで実施。平成20年度からは、人権擁護委員の協力で街頭啓発活動を実施。				財源内訳	(千円)	120	100	120	120	120
				(千円)	(千円)	0	0	0	0	
				(千円)	(千円)	0	0	0	0	
				(千円)	(千円)	248	268	245	245	245
				(千円)	(千円)	368	368	365	365	365
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 平成8年に人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され、平成12年には人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定された。それに伴い、平成14年に人権教育・啓発に関する基本計画が策定され、国の体制強化が図られた。				①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1
				②事務事業の年間所要時間	(時間)	200	200	200	200	200
				B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	841	841	841	841	841
				事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	1,209	1,209	1,206	1,206	1,206
				(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 議会からの要望もあり、平成18年3月に魚津市子どもの権利条例を策定した。				◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
				<input checked="" type="radio"/> 把握している	人権啓発事業は、各市町村で取り組まれている。人権講演会は新川地区での持ち回り開催となった。子どもの権利条例は、富山県内では射水市で策定済み。					
				<input type="radio"/> 把握していない						

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input type="radio"/> 直結度大 <input checked="" type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 啓発活動により少しずつではあるが、意識高揚が図られる。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (平成14年法律第147号) 保護司法 (昭和25年法律第204号) 第17条	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 地道な活動であるが、事業継続により現状維持を図る。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 施策に直接・間接的に繋がる事業は種々行われており、同種のものがあれば精査すればよい。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 人権啓発以外の予算は、魚津人権擁護委員協議会と魚津保護区保護司会事業補助金だけであり、人権擁護委員、保護司の活動を考えるとこれ以上の削減は厳しい。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 更生保護事業としての社会を明るくする運動は、保護司のボランティアにより行われている。魚津保護区保護司会の事務補助を切り離すことも考えられないが、今までの経緯・事業遂行を考えると難しい。人権擁護事業は、人権擁護委員のボランティアにより行われている。市担当は1人であり、従事割合も少ない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 広く市民を対象とした啓発事業
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 受益者負担を求める事業ではない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input checked="" type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input type="radio"/> 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input checked="" type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
2) 今後の事務事業の方向性	
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携	
<input type="radio"/> 目的見直し	
<input type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

人権教育や人権啓発については、法律により市が実施しているが、主に保護司・人権擁護委員の協力で事業実施している。予算も国委託金で実施しており、現状維持と判断する。	二次評価の要否 不要
--	---------------